

## 七尾市里山里海の振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 会長は、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の多様な農林漁業、生物多様性や景観、伝統文化を守り、発展的に後世に受け継ぐとともに地域の活性化に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱で定めるとおりとする。

2 この要綱に定めのない事項については、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号）を準用するものとする。この場合において、「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、第4条の団体が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 里山里海の生物多様性を保全する事業
- (2) 里山里海の生業や伝統文化を維持していくための担い手の育成や、子どもたちに対する教育活動事業
- (3) 里山里海の資源を活用した地域振興に資する事業

(補助金の交付の条件)

第3条 会長は、補助金交付の決定をする場合において、補助金の目的を達成するため、七尾市補助金交付規則第5条第1項第1号から第3号までに規定する条件のほか、この補助金により整備した財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を目指すことを条件として付するものとする。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる者は、地域主体で先進的な活動に意欲的に取り組み、かつ、運営規約や事務処理体制、存続性が明確である団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費の区分は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金額の算定基準及び限度額)

第6条 補助金の額は、前条に定める経費から他の補助金等を控除した額とし、1団体あたり30万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付申請を受けようとするときは、七尾市里山里海の振興事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、会長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 会長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じてヒアリング若しくは現地調査により、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に補助金交付決定通知を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(様式第2号)に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、会長は、特に必要があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、補助事業の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 会長は、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金確定通知書により、その額を事業実施主体に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金の支払は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後請求により行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金(精算)請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付事業に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区 分	内 容
謝 金	取組のための講師や専門家に指導・助言を受けた場合の謝金
特別旅費	取組のための講師や専門家に支払われる旅費
消耗品費	取組に必要な消耗品を購入するための経費
燃料費	取組に必要な借上げ機械等燃料費
印刷製本費	取組に必要な資料等の印刷費として支払われる経費
通信運搬費	取組に必要な郵便代、運送代等として支払われる経費
使用料及び賃借料	取組に必要な機械経費、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
広告料	取組を周知するために必要な経費
手数料	取組に必要な手数料など(振込手数料・検査手数料・クリーニング手数料など)
会場借上げ料	取組を行うための会場の借上げのための経費
原材料費	取組に必要な原材料を購入するための経費
設計委託費	取組に必要な設計を行うために必要な経費
保険料	取組に係る保険料等として支払われる経費

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

七尾市里山里海協議会  
会長 様

住 所  
団体名  
代表者

年度 七尾市里山里海の振興事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり七尾市里山里海の振興事業を実施したいので、  
補助金 円を交付されたく、七尾市里山里海の振興事業補助金交付要  
綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 （別紙1のとおり）
- 3 事業計画の概要 （別紙2のとおり）
- 4 事業実施期間 着手予定 年 月 日  
完了予定 年 月 日
- 5 収支予算 （別紙3のとおり）
- 6 その他  
（添付書類）
  - ①運営規約の写し
  - ②役員名簿及び構成員名簿の写し
  - ③通帳の写し



(別紙2) 事業計画(実績)の概要

活動年度： 年度 (単位：円)

事業区分	事業期間	活動内容	事業費
合 計			

※ 活動内容は、作業受託の機械購入、交流イベント開催など具体的な内容を記入すること。

(別紙3) 収支予算(決算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額 (決算額)	備 考
補助金		
他の補助金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額 (決算額)	備 考
合 計		

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

七尾市里山里海協議会  
会長 様

住 所  
団体名  
代表者

### 補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった事業を次のとおり実施したので、七尾市里山里海の振興事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

（注） 関係書類は、会長が別に定めるものを除き、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。



様式第3号(第11条関係)

年 月 日

七尾市里山里海協議会  
会長 様

住 所  
団体名  
代表者

補助金(精算)請求書

年 月 日付け第 号により補助金の額の確定通知があった  
事業補助金として、次の金額を交付されるよう七尾市里山里海の振興事業補助金交付  
要綱第11条第2項の規定により請求します。

請求額		円
内訳	交付決定額	円
	精算請求額	円
	残額	円